

提出された意見の要旨と区の考え方

意見については、趣旨を損なわない範囲で要約又は一部を抽出しています。

No	分類	意見の要旨	区の考え方
1	条例策定の背景・目的	現在の大田区個人情報保護条例に代わる条例は制定しないのか	これまでの「大田区個人情報保護条例」に代わり、「個人情報保護法」から委任された事項及び条例での規定が許容される事項を定めた「(仮称)大田区個人情報の保護に関する法律施行条例」(令和5年4月1日施行)を制定する予定です。
2	定義	現在の大田区個人情報保護条例では実施機関は区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員及び議会となっております。法律では地方公共団体の機関となっていることについて	実施機関の定義につきましては、「(仮称)大田区個人情報の保護に関する法律施行条例」において、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員と位置付ける予定です。議会については、法律の規定に則り本条例の対象とはしない予定です。なお、議会については、別途、条例の制定を検討しています。

No	分類	意見の要旨	区の考え方
3	請求に対する決定等	開示請求の変更の根拠について	<p>自己情報開示請求等につきましては、これまで窓口請求を原則としておりましたが、個人情報保護法の考えに従い郵送請求も可能とする予定です。</p> <p>また、区は、開示等の決定までの期間について原則 14 日以内、やむを得ない理由で延長する場合は 60 日以内と現在の条例で定めています。</p> <p>法律では、この決定期間について、請求書を受理した日の翌日から原則の期間 30 日以内、延長の期間 30 日以内の範囲内で地方公共団体ごとに条例で定めることとしています。</p> <p>区は現在の取扱いを踏まえ、新たな条例では原則の決定期間はこれまで通り 14 日以内、やむを得ない理由があり延長する場合の期間については 30 日以内とし、最長で 44 日以内で決定することと変更する予定です。</p>
4	費用負担	費用負担の根拠を明確すること	<p>開示等の請求に係る費用負担につきましては、法律の規定に基づき地方公共団体ごとに条例で定めることとしています。区はこれまで通り手数料は無料とし、交付する写しの作成及び送付に要する費用の実費のみを負担いただく旨、新たな条例に定める予定です。なお、交付する写しの作成及び送付に要する費用の額につきましては、条例に基づき規則で定める予定です。</p>

No	分類	意見の要旨	区の考え方
5	審議会への諮問及び意見照会	大田区情報公開・個人情報保護審議会とは	<p>大田区情報公開・個人情報保護審議会は、区の情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため大田区情報公開・個人情報保護審議会条例に基づき設置されている区長の付属機関です。</p> <p>審議会では、情報公開制度、個人情報保護制度の運営及び電子計算組織の管理運営について審議する他、個人情報保護条例に規定する実施機関が審議の意見を聴くこととされた事項について審議してきました。</p> <p>新たな条例においても、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認める場合は諮問することができる旨等を規定する予定です。</p>
6	個人情報管理責任者の設置	個人情報管理責任者とは	<p>個人情報管理責任者につきましては、保有個人情報の適切な管理及び保護を図るため、個人情報を取り扱う事務を担当する課の管理職をもってその職を充てており、新たな条例においても規定する予定です。</p>
7	個人情報管理責任者の設置	個人情報管理責任者の配置・権限について	<p>個人情報管理責任者については、個人情報を取り扱う事務を担当する課の管理職が、セキュリティ管理者としてその責により、個人情報の管理および保護を図っております。新たな条例においても引き続き個人情報を適正に管理及び保護を図るため個人情報管理責任者の設置について規定する予定です。</p>
8	検索資料の作成	検索資料の作成・閲覧は不正アクセスの温床となります。基幹システムと同等のセキュリティ対策が必要	<p>現在も区では個人情報ファイル登録簿等の検索資料を作成しております。こちらの資料には、氏名や住所などの個人を特定できる個人情報は入っておらず、区の実施する各事業において、どのような事業で、どのような個人情報が使用されているかが把握できるようになっています。今後は、1,000名以上の個人情報を取り扱うファイルに対しては、検索資料を区ホームページで公表する予定です。</p>

No	分類	意見の要旨	区の考え方
9	実施機関の職員等の規定	現在の大田区個人情報保護条例にある実施機関の職員、委託先の職員に対する規定はどうなるのか	職員の規定につきましては、従事者の義務として改正個人情報保護法第 67 条に、また、委託先の事業者に対する安全管理措置について改正個人情報保護法第 66 条にそれぞれ定められております。
10	罰則関係	現在の大田区個人情報保護条例に規定されている罰則規定について	罰則は、個人情報保護法に定めた罰則が適用されます。
11	現行条例との違い	個人情報に関する体系図を明確にしていきたい	最終頁の「法改正・条例制定に伴う解説図」をご覧ください。
12	現行条例との違い	従来個人情報に関する内容との違いはあるのか	<p>個人情報保護法は、個人情報の適正な取扱いに関し、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う行政機関及び事業者等について遵守すべき義務等を定めている法律です。</p> <p>また、新たに制定を予定している「(仮称)大田区個人情報の保護に関する法律施行条例」については、個人情報保護法に委任された事項及び条例で規定が許容される事項を規定するものです。</p> <p>個人情報保護法の改正、新たな条例の制定により、これまで現行条例によって守られてきた個人情報の適正な管理、保護等の取扱いについて大きな変更はございません。</p> <p>区は引き続き、区民の皆様の個人の権利利益を保護してまいります。</p>
		国民（区民）目線での違いはあるのか	
13	業務運営・管理関係	大田区（行政）の業務運営に変更はあるのか	個人情報保護法の改正に伴い、国の機関である個人情報保護委員会が、自治体の個人情報保護について解釈運用、監視監督を一元的に担うこととなりますが、区の業務運営、業務体制に変更は生じない予定です。
		大田区業務体制の変更はあるのか	
14	個人情報業務の実施手順関係	業務受付マニュアルの改訂は行うのか	新たな条例が制定された後も、受付方法、セキュリティ対策等について大きな変更はない予定です。個人情報保護法の規定が適用されるに伴う根拠法令等の変更などについてマニュアル等に
		セキュリティ対策の変更はあるのか	

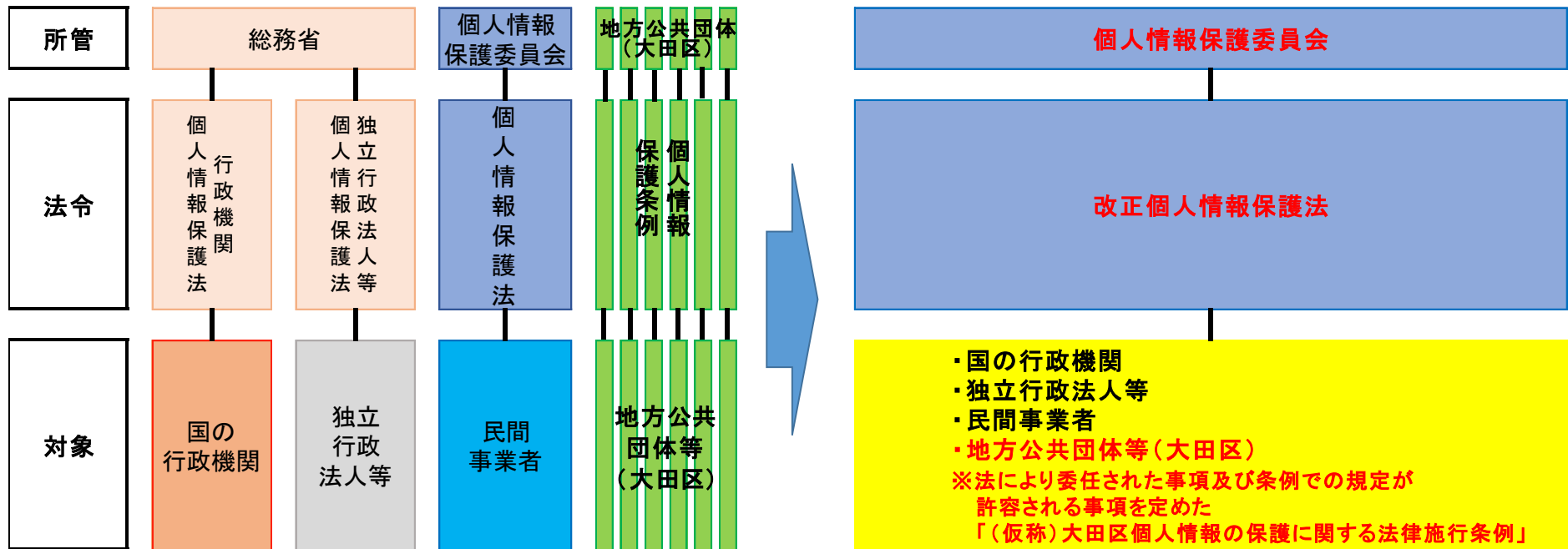
No	分類	意見の要旨	区の考え方
	係	個人情報に関するシステム入力内容の変更はあるのか	<p>反映させる予定です。</p> <p>また、システム関連の運用等についても変更はございません。委託先の事業者の対応につきましても、改正個人情報保護法第66条において安全措置として定められており、大きな変更は生じない予定です。</p>
		業務委託業者対応内容の変更はあるのか	
15	システムセキュリティ関係	システムのセキュリティ対策は万全か	<p>区のシステム環境においては、個人情報を取り扱うシステムやネットワークを、インターネット等外部と物理的に完全分離して、外部からの侵入や不正アクセス等を防止する対策を実施しています。システムを利用する端末は一括して管理運用しており、許可されていない端末は接続することができません。リモートワーク時に利用する端末については、インターネットへの接続不可、印刷及びデータの書き出し不可等の設定を行っているほか、執務場所についても自宅に限定する等の制限を行っています。これらの取扱いについて新たな条例を制定することによる変更は生じない予定です。</p>
		システムによる不正アクセス防止策がとられているか	
		コロナ対策としてリモートワークのセキュリティ対策はどのようになっているのか	
16	システム管理関係	行政の基幹システムから各業務で独自の端末での業務運営がなされていないか	<p>システム利用職員には固有のIDを設定したうえでログイン時に生体認証を用いて本人確認を行うとともに、職員毎に利用できるシステムと権限が定められています。個人情報を含むデータを書き出す権限も職責のある一部の職員に限定しており、許可なく書き出しを行った場合は、データが暗号化され利用不可となります。これらの取扱いについて新たな条例を制定することによる変更は生じない予定です。</p>
		システム対応者のID・パスワードの管理について	
17	情報の保管・廃棄	個人情報(申請書、個人あて通知書)の保管・廃棄のルールについて	<p>大田区文書管理規定により保管・廃棄のルールが定められています。</p>

No	分類	意見の要旨	区の考え方
18	その他	マイナンバー制度達成時期を明示し、実施をしていただきたい	ご意見として承ります。 政府は令和4年度中にほぼ全ての国民がマイナンバーカードを取得する目標を掲げており、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用を促進しています。区も鋭意取り組んでまいります。

法改正・条例制定に伴う解説図

【現行】

【法改正・施行条例制定後】



◎個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。